

訪問介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス  
（重要事項説明書）

1 事業所の概要

事業所名	J Aこまち訪問介護サービス 夢こまち
所在地	秋田県湯沢市倉内字三ツ屋6番1
提供サービス	訪問介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス
介護保険事業者番号	0570710293 号
管理者氏名	大友 富久美
管理者連絡先	(0183) - 78 - 2020
サービス提供地域	湯沢市、東成瀬村、羽後町

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	訪問介護事業統括	1名（常勤 1名、非常勤 名）
サービス提供責任者	サービス利用計画作成他	3名（常勤 3名、非常勤 名）
事務担当職員	事務全般	2名（常勤 2名、非常勤 名）
提 供 者	看護師	訪問介護 1名（常勤 名、非常勤 1名）
	介護福祉士	訪問介護 9名（常勤 6名、非常勤 3名）
	ホームヘルパー1級	訪問介護 1名（常勤 名、非常勤 1名）
	ホームヘルパー2級	訪問介護 1名（常勤 名、非常勤 1名）

3 サービス提供日および時間

サービス提供日	毎週 月曜日～日曜日
サービス提供時間帯	通常 午前8時～午後6時
	早朝 午前6時～午前8時
	夜間 午後6時～午後10時

（注1）年間休日 年末・年始の12月31日～1月3日

（注2）利用者の要望があった場合や緊急の場合はこの限りではありません。

（注3）電話等により24時間連絡可能な体制をとります。

4 事業所の営業時間

営業日	毎週 月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

（注1）年間休日 年末・年始の12月31日～1月3日

## 5 訪問介護サービス利用料および利用者負担

### (1) 訪問介護サービス利用料金・利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に示された利用者負担となります。

#### 【身体介護料金表 — 基本料金・昼間】

＜対象者は要介護1～5＞

サービス提供時間	～20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごと)
身体介護	163単位	244単位	387単位	567単位	82単位を追加

※身体介護に引き続き生活援助を行った場合は20分から起算して25分を増すごとに65単位が加算されます。(195単位を限度とします。)

#### 【生活援助料金表 — 基本料金・昼間】＜対象者は要介護1～5＞

サービス提供時間	20分～45分未満	45分以上
生活援助	179単位	220単位

- (注1) 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- (注2) 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- (注3) やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- (注4) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)
- (注5) 利用者またはその家族からの要請に基づき、当該介護支援専門員が必要と認めた指定訪問介護を緊急に行った場合(居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護サービス)は、緊急時訪問介護加算として1回につき100単位(利用者負担額100円)を算定します。
- (注6) 新規の利用者に対して、初回の指定訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が指定訪問介護を行った、もしくは指定訪問介護に同行した場合は、初回加算として200単位(利用者負担額200円)を算定します。
- (注7) 特定事業所加算(Ⅰ)を算定します。加算はご利用の所定単位数の100分の20に相当する単位数が加算されます。
- (注8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)を算定します。加算はⅠカ月の総単位数に18.2%を乗じて算出します。
- (注9) ケアプランに生活機能向上連携が位置づけられリハビリテーションとの連携が行われた場合には、生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位/月または(Ⅱ)200単位/月を算定します。
- (注10) 口腔の健康状態について評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供を行った場合1回につき50単位(利用者負担額50円・1月に1回を限度)を加算します

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス利用料金・利用者負担金  
介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に示された利用者負担となります。

【介護予防・日常生活支援総合事業サービス料金表】

(湯沢市：羽後町 月単位の定額（上限値）または利用回数に応じたサービス費)

① 訪問介護相当サービス

サービス区分	訪問型独自サービス 1 1 週1回程度の利用で 月4回を超える場合	訪問型独自サービス 1 2 週2回程度の利用で 月8回を超える場合	訪問型独自サービス 1 3 週3回程度の利用で 月12回を超える場合
1ヶ月の単位	1, 176単位	2, 349単位	3, 727単位
サービス区分	訪問型独自サービス 2 1 標準的な内容の指定相当 訪問サービスである場合	訪問型独自 サービス 2 2	訪問型独自 サービス 2 3
		生活援助が中心で ある場合	
1回の単位	287単位	所要時間 20分以上 45分未満 179単位	所要時間 45分以上 220単位
		163単位	

② 自立支援訪問サービス

サービス区分	訪問型独自サービス 2 1 1 1週に1回程度で 月4回を超える場合	訪問型独自サービス 2 1 2 週2回程度の利用で 月8回を超える場合	訪問型独自サービス 2 1 3 週3回程度の利用で 月12回を超える場合
1カ月の単位	1, 058単位	2, 114単位	3, 354単位
サービス区分	標準的な内容の指定相当訪問サービスである場合		
1回の単位	258単位		

※介護予防ケアマネジメントに訪問介護相当サービスの利用が位置付けられた場合は、  
事業対象者もご利用が可能です。(湯沢市は週2回程度の単位数を上限とします。)

- (注1) 新規の利用者に対して、初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に、サービス提供責任者が訪問介護相当サービスを行った、もしくは訪問介護相当サービスに同行した場合は、初回加算として200単位(利用者負担額200円)を算定します。
- (注2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)を算定します。加算は1カ月の総単位数に18.2%を乗じて算出します。
- (注3) ケアプランに生活機能向上連携が位置づけられリハビリテーションとの連携が行われた場合には、生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位/月または(Ⅱ)200単位/月を算定します。

(3) その他

- ア 交通費は、通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。(別途見積もりいたします。)
- イ 利用料金の支払は、月末締切の翌月20日(ただし20日が休日の場合は翌営業日とする)とし、原則として、契約者(または代理人)名義の当JA貯金口座振替(貯金口座振替依頼書に基づく)で処理させていただきます。指定日に振替ができなかった場合は、月末に再振替を行います。やむをえない事情で他の金融機関をご利用される場合にも処理日を20日と致します。
- ウ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

## 6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。  
 全体窓口（連絡先）（電話）：0183-78-2020
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。
- (3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の 50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%	

## 7 当JAのサービスの方針等

- (目 的) 組合員とその家族および地域住民に、介護サービスを提供することにより、安心して生活できる地域社会づくりをすすめることを目的とします。
- (運営方針) 1. 組合員とその家族および地域住民が要介護状態になった場合において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、必要とする身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
3. 地域福祉の向上のため、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者のほか、保健・医療機関と密接に連携します。

## 8 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

JAこまち福祉センター	TEL (0183) 78-2020 対応者 大友 富久美 ・ 渡辺 香里 佐藤 まゆみ ・ 麻生 有美子 対応時間 午前8時30分～午後5時
市町村介護保険担当部署	TEL (0183) -73-2123
国民健康保険団体連合会	TEL (018) -883-1550

- (2) 夢こまちのサービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	公的機関名	電話番号
	秋田県健康福祉部長寿社会課介護保険班	018-860-1363
湯沢市福祉保健部長寿福祉課介護保険班	0183-73-2111	
羽後町福祉保健課	0183-62-2111	
東成瀬村民生課福祉健康班	0182-47-3403	
秋田県国民健康保険団体連合会	018-883-1550	

## 9 事故等緊急時の対応

- サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医（かかりつけ医）	連絡先
ご家族	連絡先

## 10. 損害賠償責任保険への加入

夢こまちは、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	共栄火災海上保険株式会社
---------	--------------

## 11. 非常災害対策

夢こまちは、所在地の環境及び利用者の状態に応じて、事業別の非常災害に関する具体的計画として災害対策マニュアルを策定しております。また、事業継続に向けた取り組みのため事業継続計画の策定をしております。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する該当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します
- ③ 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

## 12. 感染症対策

夢こまちは、感染症の発生、または蔓延しないように、次の揚げる措置を講じます。

- ① 職員の清潔の保持、及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 13. 虐待防止対策

夢こまちは、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当事業所従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：事業管理者 氏名：大友富久美

#### 14. ハラスメント対策

夢こまちは、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上の必要かつ相当な範囲を越える下記の行為は組織として許容しません。
  - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等も対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 15. 当JAの概要

名称・法人種別	こまち農業協同組合
代表者名	代表理事組合長 遠田 武
主たる事務所の所在地	〒012-0825 秋田県湯沢市北荒町5番8号
電 話	0183-78-2211
業務の概要 従たる事務所数	金融事業・共済事業・営農事業・経済事業・福祉事業 6支店